

鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月19日（金）第3070号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（※）
（港湾空港課取扱い） 1
- 鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（港湾空港課取扱い） 2

告 示

- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
- 有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 4
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 4
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 5
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 7

公 告

- 落札者等の公告（情報政策課取扱い） 8
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
（商工政策課取扱い） 9
- 河川法に基づく住用川水系河川整備基本方針の公表（河川課取扱い） 9
- 河川法に基づく嘉渡川水系河川整備基本方針の公表（河川課取扱い） 9
- 河川法に基づく秋名川水系河川整備基本方針の公表（河川課取扱い） 9
- 落札者等の公告（3件）（管財課取扱い） 9
- （会計課取扱い） 10
- （県立薩南病院取扱い） 10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 11

規 則

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第49号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成26年鹿児島県条例第56号）の施行期日は、平成26年12月25日とする。

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第50号

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則（平成12年鹿児島県規則第115号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「鹿児島港本港区」の次に「及び新港区」を加える。

第12条第1項中「駐車券（別記第19号様式）」を「知事が別に定める駐車券」に改め、同条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第3項中「別記第20号様式」を「別記第19号様式」に改める。

第14条中「別記第21号様式」を「別記第20号様式」に改める。

第15条第2項中「別記第22号様式」を「別記第21号様式」に改める。

第17条中「別記第23号様式」を「別記第22号様式」に改める。

別記第19号様式を削り、別記第20号様式を別記第19号様式とし、別記第21号様式から別記第23号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則中第7条ただし書の改正規定は平成26年12月25日から、その他の規定は公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1159号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8406	平成26年 12月11日	映 画	母の絶頂 息子の目前で	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8407			保健室の先生 乳首を硬くして	新日本映像		
8408			桃尻天使 柔らかな感じ	オーピー映画		
8409			変態暴行 甘い絶叫	新東宝映画		
8410			美人家庭教師 舌使いで性指導	新日本映像		
8411			特務課の女豹 からみつく陰謀	オーピー映画		
8412			ねっとり妻おねだり妻 夫に見られながら	新東宝映画		
8413			ぐしょ濡れ美容師 すけべな下半身	新東宝映画		
8414			巨乳事務員 しゃぶれ!	オーピー映画		

鹿児島県告示第1160号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25009	平成26年 12月11日	雑 誌	mini SUGAR 1月号	秋水社	全 部	著しく青少年の性的

25010		無敵恋愛エスガール 1月号	08577-1	ぶんか社	感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25011		アクションビザッツ 1月号	11419-1	双葉社	
25012		月刊ビタミン 1月号	07653-1	竹書房	
25013		月刊劇漫スペシャル 1月号	13545-1	竹書房	
25014		COMIC ペンギンセレブ 1月号	13787-1	富士美出版	

鹿児島県告示第1161号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
奄美市笠利町大字笠利字高城1267番1・1269番・1271番1・宇城泉川1302番1・1302番3
(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1162号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市加世田高橋字岩崎針本3480番2, 3481番2, 3481番3, 3482番1, 3482番2, 3483番1, 3483番2, 3488番, 3489番2, 3490番, 3491番, 3498番3, 3498番4, 3499番2, 3500番4, 3501番2, 3502番2, 3507番, 3508番1, 3508番2, 3511番2, 3514番2, 3517番
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第1163号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	平成26年11月30日	精神通院医療

瀬戸内町巡回診療車	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	平成26年11月30日	精神通院医療
瀬戸内町国民健康保険池地診療所	大島郡瀬戸内町大字池地661-3	平成26年11月30日	精神通院医療
瀬戸内町与路へき地診療所	大島郡瀬戸内町大字与路字村内原384	平成26年11月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第1164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備西之表地区第3換地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年12月22日から平成27年1月27日まで
- 3 縦覧場所
西之表市役所農林水産課

鹿児島県告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成26年12月19日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	大崎輝北線	曾於郡大崎町野方字後堀2810番7地先から2809番4地先まで	前	11.8～325.0	198.0
			後	11.0～332.0	198.0

鹿児島県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成26年12月19日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	大崎輝北線	曾於郡大崎町野方字後堀2810番7地先から2809番4地先まで	平成26年12月21日

鹿児島県告示第1167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年12月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町2021番1地先から1921番1地先まで 鹿屋市笠之原町1921番1地先から同市東原町2860番8地先まで	平成26年 12月21日
	鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町2860番8地先から同市串良町細山田字山之上5690番1地先まで	

鹿児島県告示第1168号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区 域
瀬相2地区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 大島郡瀬戸内町大字瀬相字大勝原123番 2号 3号 4号 5号 大島郡瀬戸内町大字瀬相字前内原557番 6号 大島郡瀬戸内町大字瀬相字大勝原122番1

鹿児島県告示第1169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・田之皆口1, 急・山之口11, 急・牟禮1, 急・牟禮2, 急・田良原1, 急・田良原2, 急・小原4, 急・小原5, 急・小原6, 急・小原7, 急・小原8, 急・黒武者1, 急・後平1, 急・大石ヶ平1, 急・早馬1, 急・小俣1, 急・人野1, 急・渉鹿倉1, 急・渉鹿倉2, 急・山ヶ牟禮1, 急・三田前1, 急・柳ヶ迫3, 急・堀田1, 急・水戸1, 急・水戸2, 急・水戸3, 急・丸岡1, 急・丸岡2, 急・中津原1, 急・丸岡3, 急・飛野1, 急・飛野2, 急・東川内1, 急・東川内2, 急・米山1, 急・東川内3, 急・飛野3, 急・柳ヶ迫4, 急・大馬越14, 急・松尾2, 急・町野1, 急・松尾3, 急・松尾4, 急・松尾5, 急・堀田

		<p>2, 急・丸岡4, 急・古馬越1, 急・丸岡5, 急・古馬越2, 急・草渡1, 急・大内田1, 急・平田3, 急・平石1, 急・荒平3, 急・湯ノ木場1, 急・赤田1, 急・八風1, 急・桂迫1, 急・立山2, 急・向山1, 急・立山3, 急・八風2, 急・坂出1, 急・立山4, 急・立山5, 急・釣尾1, 急・釣尾2, 急・五右エ門掘1, 急・坂出2, 急・権現山2, 急・権現山3, 急・平石2, 急・湯ノ木場2, 急・八風3, 急・向山2, 急・坂出3, 急・宮之平1, 急・定観寺1, 急・定観寺2, 急・定観寺3, 急・定観寺4, 急・鹿子田1, 急・鹿子田2, 急・上町1, 急・荒畑1, 急・荒畑2, 急・根厚礼1, 急・根厚礼2, 急・鶴ノ子1, 急・大丸2, 急・大丸3, 急・舟越5, 急・舟越6, 急・通山1, 急・通山2, 急・通山3, 急・中木場1, 急・原10, 急・原11, 急・原12, 急・萬福1, 急・三本松1, 急・地蔵原1, 急・舟橋1, 急・榕下1, 急・巡ヶ宇都1, 急・内ノ田1, 急・権現山1, 急・馬渡1, 急・榕下2, 急・牛木ヶ丸1, 急・下大石ヶ平1, 急・福田1, 急・上八山1, 急・上八山2, 急・上八山3, 急・上ノ原3, 急・上八山4, 急・上八山5, 急・烏山2, 急・上小川路1, 急・上小川路2, 急・迫山1, 急・大迫5, 急・石行1, 急・貫谷前1, 急・鳶巣2, 急・後老ヶ原1, 急・愛宕嶽1, 急・愛宕嶽2, 急・荒迫1, 急・小陣1, 急・木下1, 急・木下2, 急・木下3, 急・木下4, 急・笹嶺1, 急・笹嶺2, 急・笹嶺3, 急・笹嶺4, 急・笹嶺5, 急・山口5, 急・山口6, 急・山口7, 急・山口8, 急・上手1, 急・上手2, 急・木下5, 急・上手3, 急・大里1, 急・地蔵原2, 急・大里2, 急・内木場4, 急・釣尾3, 急・釣尾4, 急・絃尾1, 急・絃尾2, 急・内木場2, 急・内木場3, 急・妙見段2, 急・大里3, 急・釣尾5, 急・小野原1, 急・小野原2, 急・下之湯1, 急・新ヶ倉4, 急・城之下1, 急・城之下2, 急・新ヶ倉5, 急・新ヶ倉6, 急・新ヶ倉7, 急・和田3, 急・新ヶ倉8, 急・和田4, 急・上之湯1, 急・上之湯2, 急・和田5, 急・和田6, 急・向湯1, 急・後ノ迫1, 急・久木宇都1, 急・久木宇都2, 急・松山之迫1及び急・松山之迫2</p>
土石流	薩摩川内市	<p>土・田之皆口1, 土・大谷1, 土・田之皆口2, 土・小原1, 土・小原2, 土・小原3, 土・久辺1, 土・久辺2, 土・久辺3, 土・三田前1, 土・三田前2, 土・牟禮1, 土・山ヶ牟禮1, 土・山ヶ牟禮2, 土・山ヶ牟禮3, 土・山ヶ牟禮4, 土・山ヶ牟禮5, 土・鎮守ノ下1, 土・割高山1, 土・堀田1, 土・堀田2, 土・神鳴石1, 土・丸岡3, 土・丸岡4, 土・飛野1, 土・柳ヶ迫2, 土・草渡1, 土・前段1, 土・町野1, 土・榎田1, 土・松尾1, 土・松尾2, 土・花ノ峯1, 土・平段1, 土・平段2, 土・平石1, 土・権現山1, 土・木場川内1, 土・湯ノ木場1, 土・小園1, 土・桂迫1, 土・坂出1, 土・赤田1, 土・湯ノ木場2, 土・宝ノ木1, 土・池頭1, 土・池頭2, 土・鹿子田1, 土・鶴ノ子1, 土・鶴ノ子2, 土・大丸1, 土・舟越4, 土・舟越5, 土・通山1, 土・中木場1, 土・中木場2, 土・中木場3, 土・中木場4, 土・原3, 土</p>

	・原4，土・巡ヶ宇都1，土・荒迫1，土・烏山1，土・山口2，土・上手1，土・浦田1，土・絃尾1，土・笹嶺1，土・小野原1，土・上之湯1，土・新ヶ倉4，土・上之湯2，土・上之湯3，土・後之迫1，土・古市前1，土・古市前2，土・松山之迫1及び土・松山之迫2
--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・田之皆口1，急・山之口11，急・牟禮1，急・牟禮2，急・田良原1，急・田良原2，急・小原4，急・小原5，急・小原6，急・小原7，急・小原8，急・黒武者1，急・後平1，急・大石ヶ平1，急・早馬1，急・小俣1，急・人野1，急・渉鹿倉1，急・渉鹿倉2，急・山ヶ牟禮1，急・三田前1，急・柳ヶ迫3，急・堀田1，急・水戸1，急・水戸2，急・水戸3，急・丸岡1，急・丸岡2，急・中津原1，急・丸岡3，急・飛野1，急・飛野2，急・東川内1，急・東川内2，急・米山1，急・東川内3，急・飛野3，急・柳ヶ迫4，急・大馬越14，急・松尾2，急・町野1，急・松尾3，急・松尾4，急・松尾5，急・堀田2，急・丸岡4，急・古馬越1，急・丸岡5，急・古馬越2，急・草渡1，急・大内田1，急・平田3，急・平石1，急・荒平3，急・湯ノ木場1，急・赤田1，急・八風1，急・桂迫1，急・立山2，急・向山1，急・立山3，急・八風2，急・坂出1，急・立山4，急・立山5，急・釣尾1，急・釣尾2，急・五右エ門掘1，急・坂出2，急・権現山2，急・権現山3，急・平石2，急・湯ノ木場2，急・八風3，急・向山2，急・坂出3，急・宮之平1，急・定観寺1，急・定観寺2，急・定観寺3，急・定観寺4，急・鹿子田1，急・鹿子田2，急・上町1，急・荒畑1，急・荒畑2，急・根厚礼1，急・根厚礼2，急・鶴ノ子1，急・大丸2，急・大丸3，急・舟越5，急・舟越6，急・通山1，急・通山2，急・通山3，急・中木場1，急・原10，急・原11，急・原12，急・萬福1，急・三本松1，急・地藏原1，急・舟橋1，急・梶下1，急・巡ヶ宇都1，急・内ノ田1，急・権現山1，急・馬渡1，急・梶下2，急・牛木ヶ丸1，急・下大石ヶ平1，急・福田1，急・上八山1，急・上八山2，急・上八山3，急・上ノ原3，急・上八山4，急・上八山5，急・烏山2，急・上小川路1，急・上小川路2，急・迫山1，急・大迫5，急・石行1，急・貫谷前1，急・鳶巣2，急・後老ヶ原1，急・愛宕嶽

		1, 急・愛宕嶽2, 急・荒迫1, 急・小陣1, 急・木下1, 急・木下2, 急・木下3, 急・木下4, 急・笹嶺1, 急・笹嶺2, 急・笹嶺3, 急・笹嶺4, 急・笹嶺5, 急・山口5, 急・山口6, 急・山口7, 急・山口8, 急・上手1, 急・上手2, 急・木下5, 急・上手3, 急・大里1, 急・地蔵原2, 急・大里2, 急・内木場4, 急・釣尾3, 急・釣尾4, 急・絃尾1, 急・絃尾2, 急・内木場2, 急・内木場3, 急・妙見段2, 急・大里3, 急・釣尾5, 急・小野原1, 急・小野原2, 急・下之湯1, 急・新ヶ倉4, 急・城之下1, 急・城之下2, 急・新ヶ倉5, 急・新ヶ倉6, 急・新ヶ倉7, 急・和田3, 急・新ヶ倉8, 急・和田4, 急・上之湯1, 急・上之湯2, 急・和田5, 急・和田6, 急・向湯1, 急・後ノ迫1, 急・久木宇都1, 急・久木宇都2, 急・松山之迫1及び急・松山之迫2
土石流	薩摩川内市	土・田之皆口1, 土・田之皆口2, 土・小原1, 土・小原2, 土・小原3, 土・久辺1, 土・久辺2, 土・山ヶ牟禮1, 土・山ヶ牟禮2, 土・山ヶ牟禮3, 土・山ヶ牟禮4, 土・山ヶ牟禮5, 土・鎮守ノ下1, 土・割高山1, 土・堀田2, 土・飛野1, 土・柳ヶ迫2, 土・草渡1, 土・前段1, 土・町野1, 土・榎田1, 土・松尾1, 土・花ノ峯1, 土・平段1, 土・平石1, 土・権現山1, 土・湯ノ木場1, 土・小園1, 土・桂迫1, 土・赤田1, 土・湯ノ木場2, 土・宝ノ木1, 土・池頭1, 土・池頭2, 土・鶴ノ子1, 土・鶴ノ子2, 土・大丸1, 土・舟越4, 土・舟越5, 土・通山1, 土・中木場2, 土・中木場3, 土・中木場4, 土・原3, 土・原4, 土・巡ヶ宇都1, 土・烏山1, 土・山口2, 土・上手1, 土・絃尾1, 土・笹嶺1, 土・上之湯1, 土・新ヶ倉4, 土・上之湯3及び土・後之迫1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
サーバー仮想化基盤の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年10月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
58,480,056円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年9月2日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年12月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
プラッセだいわ指宿店
指宿市西方1675
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法附則第5条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年7月28日
- 3 意見の概要
荷捌き施設の変更場所が民家の正面に変更されることから、苦情等が発生した場合には、騒音防止のための対策を行うなど誠意を持って対処していただくことを要請する。

河川法に基づく住用川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、住用川水系河川整備基本方針を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

河川法に基づく嘉渡川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、嘉渡川水系河川整備基本方針を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

河川法に基づく秋名川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、秋名川水系河川整備基本方針を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年12月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 防護マスク 880個
 - (2) 防護マスクフィルター 9,400個
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月10日

- 4 落札者の氏名及び住所
鹿児島森田ポンプ株式会社
鹿児島市松原町12番32号
- 5 落札金額
45,372,960円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年9月30日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成26年12月19日

鹿児島県警察本部長 池田克史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 425式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部警務部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年10月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
59,162,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年9月19日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
平成26年12月19日

県立薩南病院長 古川重治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
金属製品、機械及び機器の修理サービス（医療用直線加速装置（リニアック）フラットパネルディテクター等交換業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院総務課
南さつま市加世田高橋1968番地4
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年10月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
シーメンス・ジャパン株式会社南九州営業所
鹿児島市住吉町12番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
30,240,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第54号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年12月19日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表101の項中「医療法人蒼風会児玉病院」を「医療法人蒼風会こだま病院」に改める。